

旅行業者営業保証金の取戻し手続きについて

1 営業保証金の取戻しができる方

取戻事由	必要な手続き	官報掲載が可能となる日
① 変更登録 (法第9条第7項)	変更登録の申請をしてください。 ※種別変更後の差額取戻 例) 2種⇒3種、3種⇒地域限定	変更登録通知書受領後
② 登録抹消 (法第20条第3項)	「事業廃止等届出書」を提出してください。(郵送不可) 届出書の提出日をもって登録抹消となりますのでご注意ください。	登録抹消通知書受領後
③ 旅行業協会保証社員地位取得	弁済業務保証金分担金納付済届出書を提出してください。	旅行業協会保証社員地位取得後

2 旅行業者営業保証金取戻公告

営業保証金の取り戻しは、6か月と1日以上の間必要事項を官報で公告した後でなければできないため、東京官書普及(株)に依頼し「旅行業者営業保証金取戻公告」を官報に掲載してください。なお、令和7年4月1日より「官報の発行に関する法律」が施行され、官報が電子化されました。

- (1) 名称、所在地等は、登録簿(控)及び法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)により正確に記入して下さい。
- (2) 旅行業協会保証社員地位取得年月日が不明の場合は、必ず旅行業協会へ確認して下さい。

掲載内容に誤りがあった場合には、訂正公告又は再公告が必要となります。十分ご注意ください。

- (3) 法人解散等により廃業した場合には、解散の日付等により公告掲載者の氏名等が変わるので、十分注意して下さい。
例) 破産管財人、清算人等

3 官報掲載及びその後の手順

	事 項	手続き(申請)機関	説 明
①	旅行業者営業保証金取戻公告 ＜官報掲載＞	東京官書普及(株)	官報発行サイトから当該官報に掲載した広告内容を速やかにダウンロードし、保存してください。従前の紙ベースの官報に掲載した場合には官報原本を保管してください。
②	取戻公告官報掲載済の届出 ＜郵送届出可＞	東京都産業労働局 観光部振興課 旅行業担当	・「営業保証金取戻公告済届出書」 ・「①でダウンロードした掲載広告内容をプリントアウトしたもの」 ・従前の紙ベースの官報に掲載した場合は、「官報掲載紙(写)」 官報掲載後速やかに提出して下さい。

4 証明書交付申請書の提出

証明書交付申請のできる日は、官報掲載日から6ヶ月経過（6ヶ月＋1日）後

(例)官報掲載日9月3日 → 証明書交付申請のできる日（6ヶ月経過日）3月4日

③	証明書交付申請書の提出＜来庁＞		・「証明書交付申請書」 ・供託書の写し 注：官報掲載日以降、登記内容に変更が生じた場合には事実が確認できる登記簿謄本をお持ち下さい。
④	証明書交付 （希望者には郵送※） 来庁の方は認印をご用意ください。 ＜申請後の7日～ 10日後交付＞	東京都産業労働局 観光部振興課 旅行業担当 受付は月～金曜日の 午前9時から午後5時 （昼休み12時から13時までを除く）	<u>※1 証明書の郵送を希望される方は、簡易書留でお送りしますので切手をご用意下さい。</u> ※2 証明書交付手順を厳守願います。 手順が守られていない場合には、追加書類が必要になる場合があります。 ※3 申請書の持参者が旅行業者の社員である場合には、社員証（名刺）又は身分証、社員でない場合には委任状（証明書交付申請を含む。）及び身分証の提示が必要になります。
⑤	払渡請求	東京法務局 ＜下記参照＞	必要書類は概ね次のとおりです。詳しくは、法務局に確認の上、用意してください。 ・供託金払渡請求書 ・東京都交付の「証明書」 ・供託書正本 ・資格証明書（法人） ・印鑑証明書

※ 都内の供託先一覧

○東京法務局民事行政部供託課 03-5213-1234 ○東京法務局八王子支局 042-631-1377
 ○東京法務局府中支局 042-335-4753 ○東京法務局西多摩支局 042-551-0360

※ 取戻公告の掲載方法

○東京官書普及(株) 千代田区神田錦町1-2 03-3292-1605

※ 旅行業協会

○一般社団法人 日本旅行業協会 千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル3F 03-3592-1271

○一般社団法人 全国旅行業協会・都支部 千代田区四番町4-9 東越伯鷹ビル2F 03-5210-2500

【届出書等提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
 都庁第一本庁舎19階中央
 東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当
 電話 03-5320-4769

【受付時間】

月曜～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
 午前9時～12時 午後1時～5時